



福島医発第1154号(地)

平成23年 8月 8日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

緊急安全性情報等の提供に関する指針について及び
緊急安全性情報等の提供に関する指針に関する質疑応答集 (Q&A)

今般、緊急安全性情報等の提供に関する指針について、別紙の通り新たな指針を定めるとともに昭和61年課長通知及び平成元年課長通知は廃止する旨、厚生労働省医薬食品局安全対策課より日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡いたします。

本件は情報提供を取り巻く環境が著しく変化していることや、医薬関係者だけではなく、近年、患者や一般国民に対しても分かりやすい情報の提供が求められていること、後発医薬品、一般用医薬品及び医療機器の製造販売業者も含めて実施可能な情報提供の在り方も考慮しなければならないこと等から、今般、医薬品・医療機器に係る緊急安全性情報等の作成、配布にあたり指針を定めたもので、本通知は平成23年10月1日から適用となります。

また、同指針に関する質疑応答集 (Q&A) もとりまとめられ、別添の通り連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

(法安 35)

平成 23 年 7 月 25 日

都道府県医師会
医療安全担当理事殿

日本医師会常任理事
高杉 敬 英



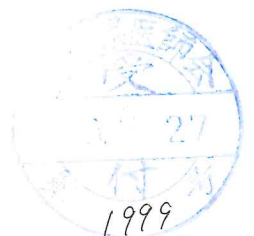
緊急安全性情報等の提供に関する指針について
及び

緊急安全性情報等の提供に関する指針に関する質疑応答集 (Q&A)
について

今般、緊急安全性情報等の提供に関する指針について、別紙の通り新たな指針を定めるとともに昭和 61 年課長通知及び平成元年課長通知は廃止する旨、厚生労働省医薬食品局安全対策課より本会に対して通知がありました。これは、情報提供をとりまく環境が著しく変化していることによるもので、本通知は平成 23 年 10 月 1 日から適用となります。

また、同指針に関する質疑応答集 (Q&A) もとりまとめられ、別添の通り連絡がありました。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。





事 務 連 絡
平成 23 年 7 月 15 日

社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

緊急安全性情報等の提供に関する指針について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知を発出しましたので、関係者への周知方よろしくをお願いします。

薬食安発 0715 第 1 号
平成 23 年 7 月 15 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

緊急安全性情報等の提供に関する指針について

医薬品等の製造販売業者は、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 77 条の 4 に基づき、医薬品等の使用による保健衛生上の危害の発生又は拡大するおそれを知った場合は、これを防止するため、情報の提供を含めた必要な措置を講じなければならないとされている。また、昭和 55 年 4 月 10 日付け薬発第 483 号薬務局長通知において、医薬品等の販売、授与の一時停止のほか応急の措置の具体的内容として、「ドクターレター等による医師等に対する緊急の情報伝達の指示、広報機関を利用した一般への PR」が例示されているところである。

緊急安全性情報の作成基準については昭和 61 年 11 月 27 日付け薬安第 227 号厚生省薬務局安全課長通知（以下「昭和 61 年課長通知」という。）により、医薬関係者等への情報提供基準・様式については平成元年 10 月 2 日付け薬安第 160 号薬務局安全課長通知（以下「平成元年課長通知」という。）により示されたところである。

近年、緊急安全性情報や、医薬関係者等に対する一般的な添付文書改訂の情報伝達のみならず、迅速に注意情報を伝達することが必要となる場合があること、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）から電子媒体による情報提供を行うことや、「PMDA からの医薬品適正使用のお願い」が配布されるなどの情報提供をとりまく環境が著しく変化している。

同時に、医薬関係者だけではなく、患者や一般国民に対してもわかりやすい情報の提供が求められていることや、後発医薬品、一般用医薬品及び医療機器の製造販売業者も含めて実施可能な情報提供の在り方も考慮しなければならない。

以上のことから、今般、医薬品・医療機器に係る緊急安全性情報等の作成、配布にあたり、別紙のとおり指針を定めるので、貴管内関係業者等に対して周知されたい。

なお、この通知に伴い、昭和 61 年課長通知及び平成元年課長通知は廃止する。

緊急安全性情報等の提供に関する指針

1. 緊急安全性情報等の作成基準

(1) 緊急安全性情報（イエローレター）

- ① 医薬品・医療機器について、(ア)に掲げるいずれかの状況からみて、国民（患者）、医薬関係者に対して緊急かつ重大な注意喚起や使用制限に係る対策が必要な状況にある場合に、(イ)に掲げる措置を実施するに当たって、厚生労働省からの命令、指示、製造販売業者の自主的な決定その他により作成する。

(ア) 項

- ・ 薬事法第77条の4の2に基づく副作用・不具合等の報告における死亡、障害若しくはこれらにつながるおそれのある症例又は治療の困難な症例の発生状況
- ・ 未知重篤な副作用・不具合等の発現など安全性上の問題が有効性に比して顕著である等の新たな知見
- ・ 外国における緊急かつ重大な安全性に関する行政措置の実施
- ・ 緊急安全性情報又は安全性速報等による対策によってもなお効果が十分でないと評価された安全性上の問題

(イ) 項

- ・ 警告欄の新設又は警告事項の追加
- ・ 禁忌事項若しくは禁忌・禁止事項の新設又は追加
- ・ 新たな安全対策の実施（検査の実施等）を伴う使用上の注意の改訂
- ・ 安全性上の理由による効能効果、用法用量、使用方法の変更
- ・ 安全性上の理由により、回収を伴った行政措置（販売中止、販売停止、承認取消し）
- ・ その他、当該副作用の発現防止、早期発見等のための具体的な対策

- ② 緊急安全性情報は、別紙1（医薬関係者向け）の様式とし、製造販売業者の自主的な決定であっても、製造販売業者が厚生労働省及びPMDAと協議し作成する。また、医薬関係者向けのみならず、原則として国民（患者）向け情報も別紙2（国民（患者）向け）の様式を参考とし、あわせて作成する。

(2) 安全性速報（ブルーレター）

- ① 保健衛生上の危害発生・拡大の防止のため、緊急安全性情報に準じ、医薬関係者に対して一般的な使用上の注意の改訂情報よりも迅速な注意喚起や適正使用のための対応（注意の周知及び徹底、臨床検査の実施等の対応）の注意喚起が必要な状況にある場合に、(1)の①の(イ)に掲げる措置を実施するに当たって、厚生労働省からの命令、指示、製造販売業者の自主的な決定その他により作成する。

- ② 安全性速報は別紙 3（医薬関係者向け）の様式とし、製造販売業者の自主的な決定であっても、製造販売業者が厚生労働省及びPMDAと協議し作成する。また、使用形態を踏まえて必要に応じ、別紙 2 の様式を参考とし、国民（患者）向け情報もあわせて作成する。

2. 緊急安全性情報等の提供方法

（1）緊急安全性情報（イエローレター）

- ① 医薬食品局安全対策課は、緊急安全性情報の作成及び配布について、製造販売業者等に対し、命令、指示を行う場合は、その理由等を記した書面により通知する。
- ② 製造販売業者は、厚生労働省及びPMDAと協議し、緊急安全性情報を作成する。
- ③ 製造販売業者及び医薬食品局安全対策課は、国民（患者）、医薬関係者への周知のため、緊急安全性情報配布開始後、速やかに報道発表を行う。また、製造販売業者は、回収等の国民（患者）が直接の対応を行う必要がある事案においては、新聞の社告等の媒体への情報の掲載を考慮する。なお、緊急安全性情報には、広告宣伝に関連する内容や緊急性を伴わない他の製品に関連する内容（代替となる製品に関するものを除く。）を含んではならないものとする。
- ④ 製造販売業者は、医薬関係者向けのみならず、国民（患者）向けの緊急安全性情報を報道発表にも活用する。
- ⑤ PMDAは、①の通知、緊急安全性情報及び添付文書の改訂内容を、緊急安全性情報の配布開始後、速やかにPMDAの情報提供ホームページに掲載し、PMDAによる医薬品医療機器情報配信サービス（以下「PMDAメディナビ」という。）にて速やかに配信する。また、製造販売業者においても同様の情報を速やかに自社等のホームページ（特定の利用者のみ対象としたものではない場所をいう。）に掲載する。
- ⑥ 製造販売業者は、直接配布を原則とするが、⑦の配布計画に従い、医療機関、薬局等に対し、緊急安全性情報及び改訂添付文書（添付文書情報）等について、迅速性及び網羅性を考慮し、直接配布、ダイレクトメール、ファックス、電子メール等を活用し、効果的に組み合わせる等により情報提供を実施する。また、当該製品の納入が確認されている医療機関の適切な部署（医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、又は医療機関の製品情報担当者等の所属する部署）、薬局等に、①の通知日又は製造販売業者が自主的に配布を行うと決定した日から 1 か月以内に情報が到着していることを確認する。
- ⑦ 製造販売業者は、PMDA安全部門（医薬品は安全第二部、医療機器は安全第一部をいう。以下同じ。）と緊急安全性情報の配布計画について事前に協議し、別紙様式 1 又別紙様式 2 の配布（等）計画書を提出する。医療機関、薬局等への訪問等による配布については、配布計画に従い実施し、その結果を別紙様式 3 又は別紙様式 4 により、PMDA安全部門に提出する。

- ⑧ 製造販売業者は、医学、薬学等の関係団体に対して情報伝達を行い、会員等への情報提供の協力及び関係団体のホームページ等への掲載等の効果的な広報手段での周知を依頼する。また、当該製品を使用する患者団体を把握している場合には、当該団体に対しても情報伝達を行うことも考慮する。
- ⑨ 製造販売業者は、厚生労働省からの命令、指示、社内各部門での連絡等に関する文書、訪問記録及び配布記録を、当該製品の安全性情報に関する記録を利用しなくなった日から5年間保存する。(ただし、生物由来製品：10年、特定生物由来製品：30年、特定保守管理医療機器及び設置管理医療機器：15年)

(2) 安全性速報（ブルーレター）

- ① 医薬食品局安全対策課は、安全性速報の作成及び配布について、製造販売業者に対し、命令、指示を行う場合は、その理由等を記した書面により通知する。
- ② 製造販売業者は、厚生労働省及びPMDAと協議し安全性速報を作成する。
- ③ PMDAは、①の通知、安全性速報及び添付文書の改訂内容を安全性速報の配布開始後、速やかにPMDAの情報提供ホームページに掲載し、PMDAメディアナビにて速やかに配信する。また、製造販売業者においても同様の情報を速やかに自社等のホームページ（特定の利用者のみ対象としたものではない場所をいう。）に掲載する。
- ④ 製造販売業者は、⑤の配布計画に従い、医療機関、薬局等に対し、安全性速報及び改訂添付文書（添付文書情報）等について、迅速性と網羅性を考慮し、直接配布、ダイレクトメール、ファックス、電子メール等を活用し、効果的に組み合わせる等により情報提供を実施する。また、当該製品の納入が確認されている医療機関の適切な部署（医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、又は医療機関の製品情報担当者等の所属する部署）、薬局等に、①の通知日又は製造販売業者が自主的に配布を行うと決定した日から1か月以内に情報が到着していることを確認すること。なお、PMDAによるPMDAメディアナビの登録数が15万件を超えた場合は、PMDAメディアナビによる配信をもって情報提供に代えることができるとし、PMDAメディアナビによる配信をもって情報が到着したことの確認とすることができる。
- ⑤ 製造販売業者は、PMDA安全部門と安全性速報の配布計画について事前に協議し、別紙様式5又は別紙様式6の配布（等）計画書を提出する。医療機関、薬局等への訪問等による配布については、配布計画に従い実施し、その結果を別紙様式7又は別紙様式8により、PMDA安全部門に提出する。
- ⑥ 製造販売業者は、必要に応じて、医学、薬学等の関係団体に対して情報伝達を行い、会員等への情報提供の協力及び関係団体のホームページ等への掲載等の効果的な広報手段での周知を依頼する。また、必要に応じ、当該製品を使用する患者団体を把握している場合には、当該団体に対しても情報伝達を行うことも考慮する。
- ⑦ 製造販売業者は、厚生労働省からの命令、指示、社内各部門での連絡等に関する文書、訪問記録及び配布記録を、当該製品の安全性情報に関する記録を利用

しなくなった日から5年間保存する。(ただし、生物由来製品：10年、特定生物由来製品：30年、特定保守管理医療機器及び設置管理医療機器：15年)

3. 医薬品添付文書使用上の注意等の改訂に伴う情報対応

- (1) 医薬食品局安全対策課は、PMDAでの検討結果に基づき、使用上の注意等の改訂の指示又は指導の内容を文書に記し、関係製造販売業者等に対して通知する。厚生労働省から通知する文書は、以後、医薬食品局安全対策課長通知とする。
- (2) PMDAは、(1)の通知をPMDAの情報提供ホームページに掲載し、その情報についてPMDAメディナビを用いて配信する。
- (3) 製造販売業者は、改訂添付文書情報等を作成し、速やかに自社等のホームページに掲載するとともに、PMDAの情報提供ホームページに掲載する。
- (4) (1)の通知により、指示された改訂内容については、「改訂内容を明らかにした文書」を作成し、医療機関、薬局等に速やかに伝達することとする。なお、当該文書の内容については、改訂後の添付文書情報が掲載されたPMDAの情報提供ホームページ(PMDAメディナビの登録を含む。)その他の情報提供のサイトの照会先を掲載することにより、添付文書の内容を省略することができる。
- (5) (4)の取扱いについては、PMDAによるPMDAメディナビの登録者数が15万件を超えた場合は、PMDAメディナビをもって情報提供に代えることができることとする。

4. PMDAが実施する情報提供

- (1) PMDAは、リスク・コミュニケーション向上の観点から、「PMDAからの医薬品適正使用のお願い」、「PMDA医療安全情報」、「重篤副作用疾患別対応マニュアル」、「患者向医薬品ガイド」等、緊急安全性情報等による情報提供や使用上の注意を補完し、適正使用の向上に資する医薬関係者向け又は国民(患者)向け資料を提供する。なお、「PMDAからの医薬品適正使用のお願い」は、警告等の重大な使用上の注意等の改訂を行った以降も、副作用等の報告や不適正な使用による副作用が減少しない場合などに作成を検討する。必要に応じ製造販売業者も印刷媒体の配布等を検討する。
- (2) 製造販売業者は、緊急安全性情報、安全性速報、添付文書の改訂に合わせて、PMDAが提供している国民(患者)向け情報提供資料等の内容も変更する必要がある場合は、PMDA安全部門と協議する。
- (3) PMDAは、添付文書の改訂内容を明らかにした文書として、電子版の医薬品・医療機器等安全性情報及び医薬品安全対策情報(DSU)を定期的に掲載することとする。

5. 施行期日

本通知は、平成23年10月1日から適用する。

重
要

平成〇〇年〇〇月
〇〇-〇号

緊急安全性情報

〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇錠 xmg (〇〇〇〇) による重篤な〇〇〇について

本剤の投与により、重篤な〇〇〇が発症し、本剤との関連性が否定できない死亡例が〇〇例報告されております。(推定使用患者数〇〇万人)。このため、使用上の注意に加えて新たに「警告」を設け「禁忌」に追加記載し、注意喚起することと致しました。本剤の使用にあたっては、下記の事項に十分にご留意願います。また、〇〇〇が発現した場合には、弊社の医薬情報担当者にご連絡お願い致します。

1.

2.

3.

「警告」を新設し、「禁忌」及び「使用上の注意」を改訂しましたので、あわせてご連絡いたします。

お問い合わせ先：〇△□☆株式会社

□□□□□本部 〇〇管理部

(電話 00-0000-0000)

注) 本紙は標準的な記載の例示であるので、作成に当たっては記載要領を参照の上、必要な情報を記載すること。

重
要

緊急安全性情報

〇〇〇〇錠 xmg を服用される患者様とご家族の皆様へ

〇〇〇〇錠 xmg の投与により、〇〇〇〇の副作用が報告されております。□□
□□□□□、◇◇◇◇◇◇、▽▽▽▽▽▽、☆☆☆☆☆☆などの症状がある
ときは直ちに医師又は薬剤師にご相談ください。

〇〇〇〇錠 xmg との関連は不明です (or 関連は否定できません) が、〇〇〇〇錠 xmg を服用後に□□
□□□□□、◇◇◇◇◇◇、▽▽▽▽▽▽、☆☆☆☆☆☆などの症状があらわれ、〇〇〇〇に
至った副作用が報告されています。

ぜひ〇〇〇〇錠 xmg を服用する前に本書をお読みいただき次のことにご配慮ください。

この薬を服用されている方は、次のことにご注意ください。

-
-
-

この薬をはじめて服用される方は、次のことをご確認ください。

-
-
-

本情報は、〇〇〇〇錠 xmg を服用されている患者の皆様やご家族の皆様などに、〇〇〇〇錠 xmg に対
する正しい理解と、重大な副作用の早期発見などに役立てていただくために作成したものです。〇〇〇
〇錠 xmg を服用するときに特に知っていただきたいことを、医薬関係者向けに作成されている緊急安全
性情報や添付文書を基に、わかりやすく記載しています。また、〇〇〇〇錠 xmg に関する患者の皆様や
ご家族の皆様向けとして「患者向医薬品ガイド」が下記に掲載されております。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構「医薬品医療機器情報提供ホームページ」

URL : <http://www.info.pmda.go.jp/>

〇〇〇〇錠 xmg を服用後に異常を認めた場合や、重篤な副作用が発現したと考えられる場合には、ただ
ちに医師または薬剤師に相談してください。

お問い合わせ先：〇△□☆株式会社

□□□□□本部 〇〇管理部

(電話 00-0000-0000)

注) 本紙は標準的な記載の例示であるので、作成に当たっては記載要領を参照の上、必要な情報を記
載すること。

平成〇〇年〇〇月
〇〇-〇号

安全性速報

〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇錠 xmg (〇〇〇〇) による重篤な〇〇〇について

本剤の投与により、重篤な〇〇〇が発症し、本剤との関連性が否定できない死亡例が〇〇例報告されております。(推定使用患者数〇〇万人)。このため、使用上の注意に「警告」を追加記載し、注意喚起することと致しました。本剤の使用にあたっては、下記の事項に十分にご留意願います。また、〇〇〇が発現した場合には、弊社の医薬情報担当者にご連絡お願い致します。

- 1.
- 2.
- 3.

「警告」を新設し、「禁忌」及び「使用上の注意」を改訂しましたので、あわせてご連絡いたします。

お問い合わせ先：〇△□☆株式会社
□□□□□本部 〇〇管理部
(電話 00-0000-0000)

注) 本紙は標準的な記載の例示であるので、作成に当たっては記載要領を参照の上、必要な情報を記載すること。

緊急安全性情報配布(等)計画書

平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局安全対策課長殿

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

担当者連絡先

（電話）

平成 年 月 日付 薬食安発 第 号をもって指示のあった下記の医薬品にかかる緊急安全性情報の配布(等)の計画を次のとおり報告します。

（報告内容）

1. 医薬品

- 1) 販売名
- 2) 成分名
- 3) 薬効分類
- 4) 製造販売承認年月日
- 5) 薬価基準収載年月日
- 6) 販売数量（年単位）
- 7) 推定使用患者数（年単位）

2. 緊急安全性情報の配布計画

1) 医療機関・薬局等に対する配布計画

- （1）配布方法
- （2）配布対象医療機関・薬局等の数
- （3）印刷部数
- （4）配布開始予定日
- （5）配布完了予定日
- （6）配布状況及び配布が期間内に行われたことを確認するための方法

2) 国民（患者）への提供計画

- （1）提供方法
- （2）提供対象医療機関・薬局等の数
- （3）印刷部数

3. 回収等の措置（製品の回収等を伴う場合）

- 1) 推定市場在庫量（原末換算 kg 及び最終製品数）
- 2) 回収等の方法
- 3) 回収等の開始予定日
- 4) 回収等の終了予定日
- 5) 回収等の状況及び回収が終了したことを確認するための方法

(備考) 計画書には、次のものを添付すること。

- 1) 緊急安全性情報又はその(案)
- 2) 緊急安全性情報(国民(患者)向け)又はその(案)

緊急安全性情報配布(等)計画書

平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局安全対策課長殿

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

担当者連絡先

（電話）

平成 年 月 日付 薬食安発 第 号をもって指示のあった下記の医療機器にかかる緊急安全性情報の配布(等)の計画を次のとおり報告します。

（報告内容）

1. 医療機器

- 1) 販売名
- 2) 一般的名称
- 3) 製造販売承認年月日
- 4) 販売数量（年単位）
- 5) 推定使用患者数（年単位）

2. 緊急安全性情報の配布計画

1) 医療機関・薬局等に対する配布計画

- (1) 配布方法
- (2) 配布対象医療機関・薬局等の数
- (3) 印刷部数
- (4) 配布開始予定日
- (5) 配布完了予定日
- (6) 配布状況及び配布が期間内に行われたことを確認するための方法

2) 国民（患者）への提供計画

- (1) 提供方法
- (2) 提供対象医療機関・薬局等の数
- (3) 印刷部数

3. 回収等の措置（製品の回収等を伴う場合）

- 1) 推定市場在庫量（最終製品数）
- 2) 回収等の方法
- 3) 回収等の開始予定日
- 4) 回収等の終了予定日
- 5) 回収等の状況及び回収が終了したことを確認するための方法

（備考）計画書には、次のものを添付すること。

- 1) 緊急安全性情報又はその（案）

2) 緊急安全性情報（国民（患者）向け）又はその（案）

緊急安全性情報配布(等)報告書

平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局安全対策課長殿

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

担当者連絡先

（電話）

平成 年 月 日付 薬食安発 第 号をもって指示のあった下記の医薬品にかかる緊急安全性情報を配布(等)いたしましたので次のとおり報告します。

（報告内容）

1. 医薬品

- 1) 販売名
- 2) 成分名

2. 緊急安全性情報の配布状況

1) 医療機関・薬局等に対する配布状況

- (1) 配布方法
- (2) 配布医療機関・薬局等の数
- (3) 配布部数
- (4) 配布開始日
- (5) 配布終了日

2) 国民（患者）への提供状況

- (1) 提供方法
- (2) 提供医療機関・薬局等の数
- (3) 提供部数

3) 参考

- (1) 自社等のホームページ（URL）への掲載日
- (2) PMDA メディナビによる配信日

3. 回収等の措置（製品の回収等を伴う場合）

- 1) 回収等を行った数量（原末換算 kg 及び最終製品数）
- 2) 回収等の方法
- 3) 回収等の開始日
- 4) 回収等の終了日
- 5) 回収等を行った製品の処理状況

（備考）報告書には次のものを添付すること。

- 1) 緊急安全性情報
- 2) 緊急安全性情報（国民（患者）向け）

緊急安全性情報配布(等)報告書

平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局安全対策課長殿

住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

担当者連絡先

(電話)

平成 年 月 日付 薬食安発 第 号をもって指示のあった下記の医療機器にかかる緊急安全性情報を配布(等)いたしましたので次のとおり報告します。

(報告内容)

1. 医療機器

- 1) 販売名
- 2) 一般的名称

2. 緊急安全性情報の配布状況

1) 医療機関・薬局等に対する配布状況

- (1) 配布方法
- (2) 配布医療機関・薬局等の数
- (3) 配布部数
- (4) 配布開始日
- (5) 配布終了日

2) 国民(患者)への提供状況

- (1) 提供方法
- (2) 提供医療機関・薬局等の数
- (3) 提供部数

3) 参考

- (1) 自社等のホームページ(URL)への掲載日
- (2) PMDA メディナビによる配信日

3. 回収等の措置(製品の回収等を伴う場合)

- 1) 回収等を行った数量(最終製品数)
- 2) 回収等の方法
- 3) 回収等の開始日
- 4) 回収等の終了日
- 5) 回収等を行った製品の処理状況

(備考) 報告書には次のものを添付すること。

- 1) 緊急安全性情報
- 2) 緊急安全性情報(国民(患者)向け)

安全性速報配布（等）計画書

平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局安全対策課長殿

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

担当者連絡先

（電話）

平成 年 月 日付 薬食安発 第 号をもって指示のあった下記の医薬品にかかる安全性速報の配布（等）計画を次のとおり報告します。

（報告内容）

1. 医薬品

- 1) 販売名
- 2) 成分名
- 3) 薬効分類
- 4) 製造販売承認年月日
- 5) 薬価基準収載年月日
- 6) 販売数量（年単位）
- 7) 推定使用患者数（年単位）

2. 安全性速報の配布計画

1) 医療機関・薬局等に対する配布計画

- (1) 配布方法
- (2) 配布対象医療機関・薬局等の数
- (3) 印刷部数
- (4) 配布開始予定日
- (5) 配布終了予定日
- (6) 配布状況及び配布が期間内に行われたことを確認するための方法

2) 国民（患者）への提供計画（実施する場合）

- (1) 提供方法
- (2) 提供対象医療機関・薬局等の数
- (3) 印刷部数

3. 回収等の措置（製品の回収等を伴う場合）

- 1) 推定市場在庫量（原末換算 kg 及び最終製品数）
- 2) 回収等の方法
- 3) 回収等の開始予定日
- 4) 回収等の終了予定日
- 5) 回収等の状況及び回収が終了したことを確認するための方法

(備考) 計画書には、次のものを添付すること。

- 1) 安全性速報又はその(案)
- 2) 安全性速報(国民(患者)向け)又はその(案)(実施する場合)

安全性速報配布（等）計画書

平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局安全対策課長殿

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

担当者連絡先

（電話）

平成 年 月 日付 薬食安発 第 号をもって指示のあった下記の医療機器にかかる安全性速報の配布（等）計画を次のとおり報告します。

（報告内容）

1. 医療機器

- 1) 販売名
- 2) 一般的名称
- 3) 製造販売承認年月日
- 4) 販売数量（年単位）
- 5) 推定使用患者数（年単位）

2. 安全性速報の配布計画

1) 医療機関・薬局等に対する配布計画

- (1) 配布方法
- (2) 配布対象医療機関・薬局等の数
- (3) 印刷部数
- (4) 配布開始予定日
- (5) 配布終了予定日
- (6) 配布状況及び配布が期間内に行われたことを確認するための方法

2) 国民（患者）への提供計画（実施する場合）

- (1) 提供方法
- (2) 提供対象医療機関・薬局等の数
- (3) 印刷部数

3. 回収等の措置（製品の回収等を伴う場合）

- 1) 推定市場在庫量（最終製品数）
- 2) 回収等の方法
- 3) 回収等の開始予定日
- 4) 回収等の終了予定日
- 5) 回収等の状況及び回収が終了したことを確認するための方法

（備考）計画書には、次のものを添付すること。

- 1) 安全性速報又はその（案）

2) 安全性速報（国民（患者）向け）又はその（案）（実施する場合）

安全性速報（等）配布報告書

平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局安全対策課長殿

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

担当者連絡先

（電話）

平成 年 月 日付 薬食安発 第 号をもって指示のあった下記の医薬品にかかる安全性速報を配布（等）いたしましたので次のとおり報告します。

（報告内容）

1. 医薬品

- 1) 販売名
- 2) 成分名

2. 安全性速報の配布状況

1) 医療機関・薬局等に対する配布状況

- (1) 配布方法
- (2) 配布医療機関・薬局等の数
- (3) 配布部数
- (4) 配布開始日
- (5) 配布終了日

2) 国民（患者）への提供状況（実施した場合）

- (1) 提供方法
- (2) 提供医療機関・薬局等の数
- (3) 提供部数

3) 参考

- (1) 自社等のホームページ（URL）への掲載日
- (2) PMDA メディナビによる配信日

3. 回収等の措置（製品の回収等を伴う場合）

- 1) 回収等を行った数量（原末換算 kg 及び最終製品数）
- 2) 回収等の方法
- 3) 回収等の開始日
- 4) 回収等の終了日
- 5) 回収等を行った製品の処理状況

（備考）報告書には次のものを添付すること。

- 1) 安全性速報
- 2) 安全性速報（国民（患者）向け）（実施した場合）

安全性速報（等）配布報告書

平成 年 月 日

厚生労働省医薬食品局安全対策課長殿

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

担当者連絡先

（電話）

平成 年 月 日付 薬食安発 第 号をもって指示のあった下記の医療機器にかかる安全性速報を配布（等）いたしましたので次のとおり報告します。

（報告内容）

1. 医療機器

- 1) 販売名
- 2) 一般的名称

2. 安全性速報の配布状況

1) 医療機関・薬局等に対する配布状況

- (1) 配布方法
- (2) 配布医療機関・薬局等の数
- (3) 配布部数
- (4) 配布開始日
- (5) 配布終了日

2) 国民（患者）への提供状況（実施した場合）

- (1) 提供方法
- (2) 提供医療機関・薬局等の数
- (3) 提供部数

3) 参考

- (1) 自社等のホームページ（URL）への掲載日
- (2) PMDA メディナビによる配信日

3. 回収等の措置（製品の回収等を伴う場合）

- 1) 回収等を行った数量（最終製品数）
- 2) 回収等の方法
- 3) 回収等の開始日
- 4) 回収等の終了日
- 5) 回収等を行った製品の処理状況

（備考）報告書には次のものを添付すること。

- 1) 安全性速報
- 2) 安全性速報（国民（患者）向け）（実施した場合）

事 務 連 絡
平成 2 3 年 7 月 1 5 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

緊急安全性情報等の提供に関する指針に関する質疑応答集（Q & A）について

緊急安全性情報等の提供に関する指針については、平成 2 3 年 7 月 1 5 日付け薬食安発 0715 第 1 号により通知したところですが、今般、別添のとおり同指針に関する質疑応答集（Q & A）をとりまとめましたので、御了知の上、業務の参考として貴管内関係業者等に対して周知願います。

(別添)

緊急安全性情報等の提供に関する指針に関する質疑応答集（Q&A）について

Q 1 安全性速報（ブルーレター）でも「使用形態を踏まえて必要に応じ国民（患者）向け情報もあわせて作成する。」とあるが、その様式は定められているか。

A 1 安全性速報（ブルーレター）で国民（患者）向け情報もあわせて作成する場合、事前にPMDA安全部門（以下「PMDA」という。）と協議すること。様式は別紙2のイエローレターの国民(患者)向け情報を参考にすることで差し支えない。使用形態を踏まえて必要に応じ、記載情報並びに形態等を考慮して作成すること。

Q 2 「医薬食品局安全対策課は、緊急安全性情報の作成及び配布について、製造販売業者に対し、命令、指示を行う場合は、その理由等を明記した書面により通知する。」とあるが、緊急安全性情報が製造販売業者の自主的な決定の場合には発出されないのか。

A 2 製造販売業者の自主的な決定に基づき、緊急安全性情報が発出される場合については、安全対策課は、必要があれば当該製造販売業者あてに通知を発出することもある。

Q 3 「新聞の社告等の媒体への情報の掲載を考慮する。」とあるが、具体的に掲載する内容はどのようなものか。

A 3 社告記事を掲載する場合には、掲載内容については、情報提供すべき内容に応じて、患者等に対して必要な情報が適切に伝わるような内容を検討する必要がある。個別の事案に応じて協議されたい。なお、医療機器等の回収事例も参考になるものとする。記事のサイズ、掲載する新聞の数については、掲載する内容を考慮し、企業が判断すること。

Q 4 「また、当該製品の納入が確認されている医療機関の適切な部署（医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、又は医療機関の製品情報担当者等）、薬局等に1ヶ月以内に情報が到着していることを確認すること。」とあるが、情報が到着していることはどのように確認するのか。

A 4 訪問記録、ダイレクトメール送付記録、電子メール、ファックスの送信記録等を利用し、情報が到着していることを確認すること。

Q 5 医学、薬学等の関係団体または当該製品を使用する患者団体に対する情報伝達に関して、対象となる団体の選定及び情報提供依頼についてはどのように行うべきか。

A 5 対象となる団体の選定(安全性速報の場合は実施の必要性の判断を含む)については、PMDAとの配布計画の事前協議の中で行い、安全対策課及びPMDAと、各団体への情報提供及び伝達を誰が行うのか事前協議の中で相談すること。

関係団体への情報提供において、関係する製品の製造販売業者が複数ある場合には、代表して情報提供を行う製造販売会社を当局との相談において定めることが望ましい。

Q 6 「改訂添付文書情報等」、「改訂内容を明らかにした文書」とは具体的に何を指しているのか。

A 6 「改訂添付文書情報等」とは、改訂添付文書情報の電子ファイル（PDFファイル、SGMLファイル等）を指す。

また、「改訂内容を明らかにした文書」とは、改訂内容のお知らせ文書や日本製薬団体連合会の発行する「医薬品安全対策情報（DSU）」を指す。

Q 7 緊急安全性情報の記載例において、死亡例の報告例数、推定使用患者数を記載しているが、後発医薬品が存在する場合には、後発医薬品での死亡例報告数や推定使用患者数も含めるのか。

A 7 後発医薬品がある場合は、関係する製造販売各社等で情報を共有し、緊急安全性情報の作成時に統合することが望ましい。

Q 8 緊急安全性情報あるいは安全性速報の配布報告書の提出期限は、製造販売業者が厚労省、PMDAと相談して決めることと理解してよいのか。

A 8 配布（等）計画書については、通知日又は製造販売業者が自主的に配布を行うと決定した日からおおむね2週間程度を想定している。また、配布（等）完了報告書については、情報が到達する期限からおおむね1～2週間程度を想定している。いずれについても、当局との協議において相談されたい。

Q 9 別紙様式2「緊急安全性情報配布（等）報告書」及び別紙様式4「安全性速報配布報告書」に記載のある「PMDAの情報配信サービスによる配信日」は、どの日を指すのか。

A 9 PMDAによる医薬品医療機器情報配信サービス（「PMDAメディナビ」）のメール本文中の配信日とする。

Q10 複数の製造販売業者が存在する医薬品の場合、緊急安全性情報に関して製造販売業者が実施すべき事項のうち、報道発表について、どのように対応すべきか。

A10 原則として、報道発表内容の安全対策課及びPMDAとの調整は、安全対策課及びPMDAと協議して定めた代表する製造販売会社が行うこととする。

調整した内容の伝達は当該代表する製造販売業者が行うが、決定した内容に関する行政からの指示等の連絡は、安全対策課またはPMDAが行う。